

○商工委員会

内閣提出法律案（八件）

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	衆議院	衆議院	備考
85	特定商品等の預託等取引契約に関する法律案	衆	三三二	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	衆本会議趣旨説明 四一七
64	消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案	衆	三一四	四三三 可 決	四三三 可 決	三二六 可 決	三二六 可 決	衆本会議趣旨説明 六一、三二六
60	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案	衆	三七	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	
47	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案	参	二二五	二二五 可 決	二二五 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	
42	中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案	衆	二二〇	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	
41	情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二二〇	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	
29	航空機工業振興法の一部を改正する法律案	衆	二二四	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	（予） 可 決	
12	特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案	衆	六一、二四	六一、二六 （予） 可 決	六一、二四 可 決	六一、二五 可 決	六一、二五 可 決	

本院議員提出法律案（二件）

7	件名 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案	提出者 (月 日) 福岡知之君 二名 (六、五八)	予備送 付月日 六、五三	本院へ提 出月日	参議院 付委員会 託議決 六、五八未	衆議院 付委員会 託議決 六、五三(予)	備考
		了	了	了	了	了	了

衆議院議員提出法律案（二件）

11	件名 訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案	提出者 (月 日) 上坂昇君 三名 (六、四三)	予備送 付月日 六、四七	本院へ提 出月日	参議院 付委員会 託議決 六、四二七(予)	衆議院 付委員会 託議決 六、四七未	備考
		了	了	了	了	了	了

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案（閣法第一二二号）

要旨

本法律案は、中小企業の国際経済環境等の変化への適応

を円滑化するため、中小企業者が行う事業の転換を助成し、あわせて最近の円高等の国際経済事情の急激な変化により事業活動に支障を生じている中小企業者の経営の安定を図るため、税制、金融面における助成措置等を講じようとする

るものであつて、その主な内容は次のとおりである。

#### 特定中小企業者等

一、主務大臣は、経済的事情の著しい変化等によつて相当数の中小企業者の事業活動に支障を生ずる業種を全国的に、または地域を限つて指定する。指定業種に属する中小企業者及び指定業種以外の業種に属している中小企業者であつて指定業種におけると同様の状況にあると認められる中小企業者を特定中小企業者とする。指定業種のうち、円高等が輸出入に影響を与えた結果、中小企業者の事業活動に支障が生じたと認められる業種であつて、主務大臣が全国的に、または地域を限つて指定するものに属する特定中小企業者及びこれに属さない業種に属している特定中小企業者であつて、同様の状況にあると認められる者は、都道府県知事の認定を受けることができる（認定特定中小企業者）。

#### 事業転換対策

二、特定中小企業者は、事業転換計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができる。

また、商工組合等の法人であつて、相当数の特定中小企業者をその構成員とするもの（特定商工組合等）は、

事業転換円滑化計画を作成し、都道府県知事の承認を受けることができる。

三、承認を受けた特定中小企業者または特定商工組合等が事業転換用資金、事業転換円滑化資金として必要とするものについて、中小企業信用保険の付保限度額の別枠設定、てん補率の引き上げ、保険料率の引き下げなどの特例措置を講ずる。

四、承認を受けた特定商工組合等がその構成員に対し、新技術研究開発のために負担金を課した場合、その負担金及び負担金によつて取得した資産について、税法上、特別の措置を講ずる。

また、承認を受けた特定中小企業者に対して地方税の特例を設ける。

#### 緊急経営安定対策

五、認定特定中小企業者に対し、中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間を延長する。

六、認定特定中小企業者に対し、中小企業信用保険の付保限度額の別枠設定、てん補率の引き上げ、保険料率の引き下げなどの特例措置を講ずる。

七、欠損金が生じた認定特定中小企業者に対し、法人税の

繰り戻し還付について特別の措置を講ずる。

その他

八、近代化施策の推進、資金の確保等について規定する。

なお、本法は、施行の日から七年を経過した日にその効力を失うこととなっているが、緊急経営安定対策に関する規定は、昭和六十三年三月三十一日限りで効力を失う。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、中小企業者の事業転換対策及び緊急経営安定対策を講じようとするものであります。

すなわち、我が国経済の国際化等内外の著しい構造的環境変化に対応して中小企業者が行う事業転換の円滑化等を図るため、税制、金融、信用補完等助成措置を講ずるとともに、円高等の国際経済事情の急激な変化により事業活動に支障を生じている中小企業者の経営安定を図るためにも、税制、金融、信用補完等の助成措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、昨今の急激な円高が我が国産業、特に中小企業に及ぼす影響、当面の円高対策、低迷色が広がる中小企業景況対策、本法律案の実効性等について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、日本共産党の市川理事より本法律案に対する修正案が提出されました。この修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、渡辺通商産業大臣より本修正案に反対である旨の発言がありました。

討論はなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、中小企業者に対する振興・助成施策の一層の拡充、推進を図るべきであるなど六項目の附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

## 航空機工業振興法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

### 要旨

本法律案は、近年における航空機等の高性能化、高価格化に伴い航空機等の開発に膨大な技術的・資金的リスクが生じていることにかんがみ、わが国航空機工業の振興方式を、航空機等の国産化から国際共同開発に転換し、航空機等の開発に要する膨大な資金的リスクを克服してゆくための助成制度を新たに創設するとともに、日本航空機製造株式会社等がすでに解散していることにかんがみ、同会社に関する規定の削除を行うものであつて、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、目的・定義の改正

本法の目的を、「航空機等の国産化」の促進によつて「国際収支の改善に寄与」することから、「航空機等の国際共同開発を促進するための措置等」を講ずることにより「国際交流の進展に寄与」することに改める。

また、本法適用の「航空機等」を民間航空の用に供するものに限定する。

#### 二、国際共同開発促進のための措置

通商産業大臣は、航空機等の国際共同開発を促進するため、国際共同開発の事業を行う本邦法人（開発事業者）に対して、国際共同開発に関する基本的な指針（開発指針）を定め、これを公表する。

また、通商産業大臣は、開発指針に即して開発事業者等に対して助成金の交付の事業を行う者（指定開発促進機関）を指定し、これに対し、交付金を交付することができる。この指定開発促進機関は、国からの交付金を用いて開発事業者等に対する補助及び利子補給を行うとともに、当該開発事業が成功した場合には、開発事業者等からその助成額を超えて収入又は利益の一部を納付金として納付させることができ、この納付金を次の国際共同開発に対する助成金として使用する。

#### 三、通商産業大臣による監督

国際共同開発促進のための措置が、適確かつ公正に実施されることを確保するために、指定開発促進機関に対する業務規定、事業計画の認可等の通商産業大臣による所要の監督規定を設ける。

#### 四、日本航空機製造株式会社に関する規定の削除

日本航空機製造株式会社は、昭和五十八年三月に解散

したため、本法の同会社に関する規定を削除する。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました航空機工業振興法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、次代を担う航空機等の開発には高度の技術と膨大な資金を要することから、近年、航空機の国際共同開発が世界の趨勢となつてきていること等にかんがみ、航空機工業の振興方式を、「国産化の促進」から「国際共同開発の促進」に改め、そのために必要な新しい助成制度を導入しようとするものであります。その助成制度については、従来の補助金方式を改め、新たに設けられる指定開発促進機関に対し交付金を交付することにより、利子補給等幅広い助成を行うこととするものであります。

なお、既に解散している日本航空機製造株式会社に関する規定は削除することとしております。

委員会におきましては、輸送機及びジェットエンジンの国際共同開発の現状と見通し、新設される指定開発促進機関の組織、内容、助成の方式を補助金から利子補給に変更

した理由、航空機の安全対策などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より、本法律案に反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、指定開発促進機関に対する厳正な指導、監督を求める附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

#### 要旨

本法律案は、わが国の情報化の広汎かつ急速な進展に伴い深刻化しているソフトウェアの質・量両面にわたる需給ギャップを解消するために情報処理振興事業協会（IPA）が行っている諸事業のうち、現在、国からの出資を受けているシグマ事業、信用保証業務のための基金のほか、開発を特に促進する必要がある、かつ、その開発の成果が事業

活動に広く用いられると認められるプログラム（特定プログラム）の開発等の業務についても、国から必要な資金の出資を受けることができるようにするとともに、これに伴う同協会の資本金、利益及び損失の処理、出資者原簿、解散の場合の残余財産の分配に関する規定の整備等所要の改正を行おうとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における情報化の広汎かつ急速な進展に対応して、汎用プログラム開発の一層の促進を図るため、情報処理振興事業協会が実施する特定プログラムの開発に必要な資金を同協会へ出資できることとする等の措置を講じようとするものであります。

次に、中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案は、最近の我が国経済社会の情報化の進展に伴い、中小企業と大企業との情報化格差等を縮小しようとするものであります。すなわち、電子計算機活

用による中小企業者の事業活動の円滑化を図り、電子計算機を利用して行う経営管理に関する中小企業指導事業の実施体制を整備し、あわせて、中小企業の情報化施策に必要なプログラムを中小企業設備近代化資金の貸付事業の対象に追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会においては、二法律案を一括して議題とし、汎用プログラムの開発・流通の促進、情報処理技術者の育成強化、中小企業経営等における情報化による効果、中小企業の情報化指導に要する人材の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決に入り、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案については多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定し、次に、中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案については全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

中小企業指導法及び中小企業近代化資金等助成法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

要旨

本法律案は、最近の我が国経済社会の情報化の進展に伴い、中小企業と大企業との情報化格差等を克服するため、電子計算機活用による中小企業者の事業活動の円滑化を図り、電子計算機を利用して行う経営管理に関する中小企業指導事業の実施体制を整備し、あわせて、中小企業の情報化施策に必要なプログラムを中小企業設備近代化資金の貸付事業の対象に追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

（中小企業指導法の改正）

一、指定

都道府県知事は、民法第三十四条の規定により設立された法人であること等の要件に該当する者を、その申請により、当該都道府県に一を限つて指定し（指定法人）、その者に中小企業指導事業のうち、

(一) 中小企業者の依頼に応じて、電子計算機を利用して行うその経営管理に関し、経営の診断又は指導を行う

事業

(二) 電子計算機を利用して行う中小企業者の経営管理に関し、その経営に与える影響等に関する調査並びに情報の提供を行う事業

（特定指導事業）を行わせることができることとする。

二、国の補助

国は、都道府県が、指定法人に特定指導事業を行わせるとき、当該法人に対し都道府県が補助する経費の一部を当該都道府県に対し補助することができることとする。

（中小企業近代化資金等助成法の改正）

三、近代化プログラムに係わる助成等

中小企業設備近代化資金の貸付事業の対象に中小企業の近代化に著しく寄与すると認められるプログラムを追加し、国は、当該貸付事業を行う都道府県に対し助成を行うことができることとする。

委員長報告

一四二ページ参照



化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

### 要旨

本法律案は、化学物質の安全性確保対策の一層の充実が求められている現状にかんがみ、各国間の化学物質規制の態様の相違が円滑な化学品貿易の障害となることのないよう化学物質規制の国際的潮流に対応するとともに、その難分解性及び有害性により、その製造・輸入・使用等の状況によつては環境に残留し人の健康に係る被害を生ずるおそれのある化学物質について、環境汚染防止措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、新規化学物質の事前調査の充実

- 1 新規に開発された化学物質について、これまでのP C B類似の性状の有無の判定に加え、蓄積性は有さないものの、難分解性及び有害性を有するかどうかの判定も行うこととし、このような性状を有する疑いのある化学物質を指定化学物質として指定することとする

- 2 事前審査における試験項目の決定など技術的事項に

ついでには、国際的動向に十分配慮して決めることとする

#### 二、事後管理制度の導入

- 1 指定化学物質については、製造・輸入数量の届出を義務付け、その使用状況等からみて必要があると思われるに至つたときは、その製造事業者等に有害性の調査を指示することができることとする

- 2 調査の結果、有害性が確定した化学物質で、相当程度の汚染が生じていると認められるものを第二種特定化学物質として政令指定し、製造及び輸入の予定数量等の事前届出を義務付け、環境汚染防止のための技術上の指針の公表、表示の義務付け等の措置を講ずるとともに、環境汚染の状況によつては、製造予定数量等の変更も命令しうるようにすること。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、化学物質の安全性確保対策を一層充実する必要性にかんがみ、人の健康を損なうおそれのある化学物質については、その環境汚染を防止するため、新規化学物質の事前審査制度の充実、化学物質の事後管理制度の導入並びに事業者に対する指導及び助言等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、化学物質等による環境汚染防止のための総量規制の考え方、半導体工場で使われる化学物質による環境への影響及び労働災害の防止対策、PCB等のその後の回収・処理状況、安全性試験のコスト上昇と企業の負担増などについて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案（閣法第六〇号）

#### 要旨

本法律案は、民間事業者の能力の活用により経済社会の健全な発展の基盤の充実に資する特定施設の整備を促進するため、特定施設の整備に関する指針、特定施設の整備計画の認定に関する事項等について定めるとともに、特定施設の整備を行う事業者を支援するための措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、定義

「特定施設」とは、次に掲げる施設をいう。

- 1 工業技術の研究開発及び企業化の基盤施設
- 2 電気通信業等の技術の開放型研究施設
- 3 情報処理の事業の発達のための複合型施設
- 4 電気通信業等の発達等のための複合型施設
- 5 国際経済交流等の促進のための国際見本市場施設及び国際会議場施設
- 6 港湾の利用の高度化のための施設

#### 二、基本指針

主務大臣は、特定施設の整備を促進するため、特定施設の種類ごとに、その基本的方向等を定めた基本指針を定めなければならない。

### 三、整備計画の認定

特定施設の整備の事業を行おうとする者は、整備計画を作成し、整備計画が基本指針に照らして適切なものであること等の所定の要件に適合する場合には、主務大臣の認定を受けることができる。

### 四、支援措置

認定を受けた整備計画に従って特定施設の整備の事業を行う事業者に対し、特別償却等の課税の特例措置を講ずるとともに、事業に必要な資金の確保、「産業基盤信用基金」による債務保証等の支援措置を講ずる。

### 五、特定都市開発地区等の指定等

特定施設の整備の事業を円滑に推進するため、特定都市開発地区及び特定港湾開発地区の指定並びに当該地区における開発整備の方針の策定等の所要の規定を設ける。

## 委員長報告

ただいま議題となりました民間事業者の能力の活用によ

る特定施設の整備の促進に関する臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、民間事業者の資金的、経営的能力を有効に活用することによつて、経済社会の基盤充実に資する新しい施設の整備を促進しようとするものであります。

すなわち、研究開発施設、国際会議場施設、港湾利用高度化施設等特定施設の整備に関する指針の策定及び整備計画の認定等について定めるとともに、施設整備を行う者に対し、課税の特例、債務保証等の呼び水的な政策支援措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、民活の定義と民活導入の背景、関係四省庁が個別に準備してきた民法法案の一本化された経緯、プロジェクト実施に伴う地方財政の負担増、プロジェクト運営面における公共性と収益性の関係、地域振興への配慮、候補にあげられている各プロジェクトによる内需拡大効果等について質疑を行うとともに、運輸委員会及び通信委員会との連合審査会を開会するなど慎重に審査を進めてまいりましたが、その詳細は、会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市

川理事より本法律案に反対の意見が述べられました。

次いで採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案（閣法第六四号）

#### 要旨

本法律案は、行政の分野における民間能力の一層の活用を図るとともに、行政事務の簡素合理化を進めるため、通商産業省所管の特殊法人及び認可法人の自立化・活性化のための措置を講ずるとともに、通商産業大臣及び都道府県知事が行っている資格試験に係る試験事務の民間委譲を行うおうとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、製品安全協会、高圧ガス保安協会、電源開発株式会社の日本電気計器検定所及び中小企業投資育成株式会社の自立化・活性化を図るため、政府資金に依存することを要しなくなつたものについて出資金を返還し、経理面での

国の監督を緩和するとともに、役員選任の自主性の確保、業務範囲の見直し・拡大等を行う。

二、行政事務に関し民間能力の一層の活用を図るため、製品安全協会、高圧ガス保安協会及び日本電気計器検定所が行っている検査検定等の事務について、一定の能力を有する民間の指定機関にも、所要の監督規制の下で、これを行わせることができることとするとともに、公害防止管理者、火薬取扱保安責任者及び高圧ガス製造保安責任者等に係る試験事務についても、民間の指定機関等に行わせることができることとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政改革の一環として、特殊法人等の自立化、活性化及び行政事務の簡素合理化を図ろうとするものであります。

すなわち、製品安全協会、高圧ガス保安協会及び日本電気計器検定所に対する政府の出資金の返還並びにこれらの

法人、電源開発株式会社及び中小企業投資育成株式会社の  
役員を選任等、業務の運営に対する規制の整理合理化等の  
措置を講じようとするものであります。

また、同時に、製品安全協会等が行う検査検定等の業務  
及び公害防止管理者等に係る試験事務を指定機関等により  
実施できるように措置しようとするものであります。

委員会におきましては、電源開発株式会社の活性化、今  
後の電力需給見通し、製品安全協会等の特殊法人の民間法  
人化、中小企業投資育成株式会社の活動実績などについて  
質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市  
川理事より本法律案に反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案ど  
おり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

特定商品等の預託等取引契約に関する法律案（閣法第八五号）

## 要旨

本法律案は、いわゆる現物まがい取引契約の締結、履行

を公正にし、契約に係わる一般消費者が被害をこうむるこ  
とのないよう規制を行おうとするものであつて、その主な  
内容は次のとおりである。

### 一、目的

預託等取引契約の締結、履行を公正にし、預託者が受  
けることのある損害の防止を図ることによつて、預託者  
の利益の保護を図ることを目的とする。

### 二、定義

1 預託等取引契約とは、①政令で指定する商品（特定  
商品）を一定期間預かり、利益の提供を約する契約又  
は一定期間後の買い取りを条件として、特定商品を預  
託する契約及び②政令で指定する施設の利用に関する  
権利（施設利用権）について①と同様の契約をいう  
（以下、「契約」という。）。

2 預託等取引業者とは、契約に基づき特定商品の預託  
を受けること又は施設利用権を管理することを業とす  
る者をいう（以下、「業者」という。）。

3 預託者とは、業者と契約を締結した者をいう。

### 三、書面の交付

業者は、契約の締結前及び締結時に、契約の内容等を

明らかにする書面を交付しなければならない。

#### 四、不当な行為等の禁止

業者又は勧誘者は、契約の締結等に際して、威迫的言動を交えてはならず、又、契約に基づく債務、契約の解除によつて生ずる債務の履行を拒否し、不当に遅延するなどの行為をしてはならない。

#### 五、業務停止命令

主務大臣は、業者が本法の特定の規定に違反するとき、一年以内の期間を定めて、業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

#### 六、クーリング・オフ

1 預託者は、契約締結時に交付される書面を受領した日から十四日以内ならば契約を解除することができる。この場合、業者は損害賠償等を請求することができない。

2 預託者は、十四日経過後は、将来に向かつて契約を解除できる。この場合、業者は、特定商品又は施設利用権の価額の一五%を超える額の支払いを預託者に対し、請求できない。

3 以上の規定に反する特約で預託者に不利なものは無

効とする。

#### 七、その他

主務大臣の報告徴収権、立入検査権について定めるほか、本法の特定の規定に違反した場合の罰則を定めている。

なお、本法律案については、衆議院において、契約がクーリング・オフ期間経過後解除された場合における損害賠償又は違約金の請求額について、その割合の上限を百分の十五から百分の十に引き下げる等、三点にわたる修正が行われた。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました特定商品等の預託等取引契約に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、いわゆる「現物まがい取引契約」の締結及びその履行を公正にし、契約に係わる一般消費者が被害を受けることのないよう所要の規制を行おうとするものであります。

すなわち、預託等取引業者に対する規制として、契約締

結に際しての書面交付、勧誘等における威迫的言動など不当な行為の禁止等の義務を課するとともに、顧客に対しては、契約締結時から十四日以内のクーリング・オフを認めるなどの保護を加えようとするものであります。

なお、本法律案は、衆議院におきまして、契約がクーリング・オフ期間経過後解除された場合に請求される損害賠償又は違約金の額について、その割合の上限を商品等の価額の百分の十五から百分の十に引き下げる等三点にわたる修正が行われております。

委員会におきましては、資産形成取引に係わるトラブルと消費者保護に対する政府の基本的姿勢、消費者への啓発及び情報提供の重要性、物品等を指定するに当たつての機動的対応の必要性等について質疑を行うとともに参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を進めましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党市川理事より本法律案に反対である旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目にわたる附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。